

(趣旨)

第1条 この細則は、一橋大学経済研究所資料室利用規則（平成26年規則第64号。以下「規則」という。）第19条第2項の規定に基づき、経済研究所資料室（以下「資料室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 規則第4条第5号に掲げる「経済研究所長（以下「所長」という。）が許可したもの」とは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 経済研究所に所属する教員から紹介され、所定の手続を経て許可された者
- 二 一橋大学附属図書館利用規則（平成16年規則第179号。以下「附属図書館利用規則」という。）第2条第1項第7号に規定する者

(学外者の利用)

第3条 規則第4条第7号に掲げる者が利用する場合は、所定の手続を経るものとする。

(貸出の予約)

第4条 利用者は、貸出を希望する資料が貸出中のときは、所定の手続を経て予約することができる。

(貸出の更新)

第5条 利用者は、規則第9条第2項の貸出期間を超えて引き続き当該資料の貸出を希望するときは、所定の手続を経て、貸出を更新することができる。ただし、当該資料に対して前条に規定する予約があるときは、更新することができない。

- 2 前項の手続は、当初の貸出期間内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、製本雑誌の貸出は更新することができない。

(当日貸出)

第6条 規則第9条第2項の規定にかかわらず、当日の閉室時刻までに返却することを条件として、所定の手続を経て資料を貸し出すこと（以下「当日貸出」という。）ができる。

- 2 当日貸出の貸出冊数は、規則第9条第2項の貸出冊数には含まないものとする。
- 3 規則第10条第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げる資料は、当日貸出をすることができる。

(複製又は公表)

第7条 規則第14条の規定に基づき、資料を複製し、又は複製して公表しようとする者（以下「依頼者」という。）は、次の各号に掲げる事項を明記した文書を所長に提出するものとする。

- 一 使用目的
 - 二 複製の方法、場所及び日時
 - 三 公表の方法、場所及び日時
 - 四 その他所長が必要と認める事項
- 2 依頼者は、複製又は公表に係る著作権に関する一切の責任を負うものとし、当該複製物を許可した目的以外に使用してはならない。
 - 3 依頼者は、複製物を公表する場合は、原本が資料室の所蔵である旨を明示しなければならない。
 - 4 依頼者は、複製物を公表する場合は所長が必要と認めたときは、当該複製物1部以上を提出するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 一橋大学経済研究所資料利用細則（平成16年規則第175号）は、廃止する。